

証券コード 5277
平成29年9月15日

株 主 各 位

〒113-0034
東京都文京区湯島二丁目4番3号
株式会社スパンクリートコーポレーション
代表取締役社長 浮 田 聡

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいますようお願い申し上げます。必ずご押印のうえ、ご返送くださいますようお願い申し上げます（ご押印がない場合は無効票となります）。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年10月3日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス2階 「天空」
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
決議事項
＜会社提案＞
第1号議案 取締役1名（田中啓三）選任の件

＜株主提案＞
第2号議案 取締役1名（村山典子）選任の件

第1号議案及び第2号議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（3頁から9頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.spancretecorp.com>）に掲載させていただきます。

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

議決権の代理行使の勧誘者

株式会社スパンクリートコーポレーション

代表取締役社長 浮 田 聡

議案及び参考事項

<会社提案>

第1号議案 取締役1名（田中啓三）選任の件

一時的に失効した状況になっている建設業の許可を再取得するため、建設業法上の経営業務の管理責任者の資格を有する取締役を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。なお、本議案をご提案する経緯及び田中啓三氏を取締役候補者とする理由につきましては、下記の【提案理由及び取締役候補者の選任理由】をご参照ください。

ふ 氏 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
た 田 中 啓 三 (昭和25年10月1日生)	昭和49年4月 三菱商事(株)入社 名古屋支社 開発建設部	一 株
	平成12年11月 (株)テクノックス入社 営業第二部長	
	平成14年4月 同社営業第二部長	
	平成19年6月 同社取締役就任 建設営業部長	
	平成21年4月 同社取締役 執行役員営業統 括第二部長兼営業所統括部長	
	平成23年4月 同社取締役 執行役員営業統 括本部長	
	平成27年4月 同社取締役	
	平成28年6月 同社取締役 執行役員管理本 部長兼企画情報推進部長	
	平成29年6月 当社入社 常務執行役員 建設工事本部長（現任） （現在に至る）	

- (注) 1. 田中啓三氏は、新任の取締役候補者であります。
2. 田中啓三氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

【提案理由及び取締役候補者の選任理由】

当社は、建設材である穴あきPC板（商品名：スパンクリート）を材料のみで販売する「材料のみ取引」と、材料の販売に加えて当社が施工業務を請け負う「材工取引」の両方を手がけておりますが、施工業務の仕事量の増減が著しいことから、2010年頃より、「材工取引」の規模を縮小するとともに、施工業務の請負は原則として販工店（販売工事店）が行うことにしております。

もともと、現在でも、当社が施工業務を請け負うことがあり、この場合、請負金額500万円以上の施工業務の請負には、建設業法上、経營業務の管理責任者（以下「経營業務管理責任者」といいます）を配置する必要があります。この点、平成28年6月より、経營業務管理責任者の要件が緩和され、取締役のみならず執行役員であっても経營業務管理責任者となることができることになったため、当社の常務執行役員・建設工事本部長である田中啓三氏（同人は、前職にて、経營業務管理責任者を務めておりました）を、本年6月の定時株主総会をもって退任した齊藤建次元取締役（現相談役）に代わって当社の経營業務管理責任者とするのを考えておりました。ところが、当局より、早期に経營業務管理責任者の資格要件を判断するためには、田中啓三氏を執行役員ではなく取締役に選任する必要がある旨の助言を受けたため、それまでの間、当社の建設業許可が一時的に失効した状況になっております。

(i) 上記のとおり、当社の取引のほとんどは「材工取引」ではなく「材料のみ取引」であること、(ii) 許可が失効する前に締結した施工契約については契約先の了承を得て履行可能であること、また、(iii) 施工に関する利益は軽微であるため、当社の業績予想に元々織込まれていないことから、本件が当社の今期の業績に与える影響は軽微であります。もともと、今後の営業活動において施工請負を行うことは、当社の営業活動の範囲を広げることに寄与することから、建設業の許可を再取得するため、当局の助言に基づき、当社といたしましては、当社の常務執行役員・建設工事本部長の田中啓三氏を取締役に選任した上で、当社の経營業務管理責任者とすべく、本臨時株主総会において同人の取締役選任議案を提案する次第であります。

なお、取締役候補者である田中啓三氏は大学を卒業した後、長期に亘り建設業界の取引に携わっており、建設業関連の営業及び管理の経験・人脈も豊富です。また、前職における上場会社の取締役としての長年の経験が、当社の経営に大きく寄与すると期待されるため、同氏は、当社の取締役として適任であると考えております。

＜株主提案＞

第2号議案は、村山典子氏（以下「提案株主」といいます）からのご提案によるものです。なお、提案株主の議決権の数は6,255個（8.11%）であります。以下、議案の要領及び提案の理由は、提案株主から提出された株主による臨時株主総会招集請求書に記載された議案の要領及び提案の理由をそのまま記載しております。

第2号議案 取締役1名（村山典子）選任の件

【議案の要領】

以下の取締役候補者1名を取締役として選任する。

氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位、担当 （重要な兼職の状況）
村山典子 （昭和40年12月1日生）	平成7年5月 当社入社 平成16年10月 当社業務部長兼企画室長 平成19年6月 当社取締役就任 業務部長兼企画室長 平成20年6月 当社常務取締役就任 平成22年7月 当社営業副本部長及び内部監査室管掌 平成23年6月 当社常務取締役 営業副本部長兼企画室長品 質保証室管掌 平成24年6月 当社企画管掌 企画室長 平成25年6月 当社代表取締役専務就任 営業副本部長 総 務・企画・技術・品質保証室管掌 平成26年6月 当社取締役 就任 平成28年6月 当社顧問 就任

（注）1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

【提案の理由】

私、村山典子は、当社創業者の長女であり、また、当社株式を8.11%保有する株主です。私は平成7年に当社に入社し、昨年6月までの9年間、当社取締役として従事していました。

さて、当社は、建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者（以下「経營業務管理責任者」といいます）としての経験を有する者が当社の役員にいることを前提に、建設業の許可を得て、スパンクリート製品の販売に付随する当社製品の取り付け工事等の事業を請け負って参りましたが、今般、当社は、当社の執行取締役2名および当社の執行役員4名が、建設業の許可を維持する上で必要な経營業務管理責任者の要件を充足していないとの指摘を受け、国土交通省の要請に応じて、平成29年8月3日に建設業の廃業届を提出したことが明らかになりました。

当社は、建設業の許可を失ったことにより、これまで当社が請け負ってきたスパンクリート製品の販売に付随する当社製品の取付け工事等の継続ができなくなっています。

これは、当社の受注活動や販売数量に影響を及ぼし、その結果工場の操業度が低下する等、今後の損益に重大な影響が及ぶことは避けられませんし、当社の取引上の信用性にも暗い影を落とすことになりかねません。

当社は、同問題を回避するために、至急、経營業務管理責任者の資格を有する者を取締役として選任する必要が生じており、臨時株主総会を開催せざるをえない事態に至っております。

私は、かねてより当社の取締役会を構成する業務執行取締役が、いずれも当社事業の経験が浅く、必ずしも当社のスパンクリート事業の歴史・経緯・内容について正確な理解を得ることができていない中で意思決定を迫られ、正しい経営判断を行うことができない状況であることを指摘し続けてきました。今般の経營業務管理責任者不在の問題は、平成29年6月23日開催の当社第55回定時株主総会の会社提案の取締役選任議案の不備に起因しており、まさに、当社の取締役会の業務執行取締役の当社事業の経験が浅く、知識が不足していたことによる問題が顕在化したものであり、この問題によって当社は、スパンクリート事業に必要な建設業の資格を喪失するという危機的な状態に陥るに至ってしまったものであると認識しています。

そこで、経營業務管理責任者の資格を有し、スパンクリート事業や歴史に精通している創業家である私村山典子が取締役会に参加することにより、当社取締役会が正確な情報を基に正しい意思決定ができること、建設業の資格を復活させることが、当社の今後の安定経営に必須であり、私を取締役候補者とすることを提案するものです。

《第2号議案に対する当社取締役会の意見》

当社取締役会は、上記第2号議案の株主提案に反対いたします。

[第2号議案の株主提案に反対する理由]

1. 株主提案の【提案の理由】が不正確であること

(1) 新たに取締役の選任が必要となる理由について

本臨時株主総会は、一時的に失効した状況になっている建設業の許可を再取得するために、経營業務管理責任者の資格を有する取締役1名を選任するためのものです。一時的に失効した理由は、第1号議案の【提案理由及び取締役候補者の選任理由】に記載したとおり、当社の執行役員が経營業務管理責任者となることについて当局との間に見解の相違があったことに起因するものであり、提案株主の言うところの「当社の取締役会の業務執行取締役の当社事業の経験が浅く、知識が不足していたことによる問題が顕在化したもの」ではありません。当社としては、当初の想定どおり、田中啓三氏を、本年6月の定時株主総会をもって退任した齊藤建次元取締役（現相談役）に代わって当社の経營業務管理責任者とするのが当社事業にとって適切であると考えております。

(2) 建設業の許可が一時的に失効していることが当社の今期の業績に与える影響は軽微であること

第1号議案の【提案理由及び取締役候補者の選任理由】に記載したとおり、(i) 当社の取引のほとんどは「材料のみ取引」であること、(ii) 許可が失効する前に締結した施工契約については契約先の下承を得て履行可能であること、及び、(iii) 施工に関する利益は当社の業績予想に元々織込まれていないことから、当社の建設業の許可が一時的に失効していることが当社の今期の業績に与える影響は軽微です。したがって、建設業の許可の一時的な失効が、「今後の損益に重大な影響が及ぶことは避けられませんし、当社の取引上の信用性にも暗い影を落とすこと」にはならず、また、当社が、「スパンクリート事業に必要な建設業の資格を喪失するという危機的な状態に陥るに至ってしまっている」との事実はありません。

(3) 現経営体制による経営が順調であること

提案株主は、現経営陣は、当社事業の経験が浅く、正しい経営判断を行うことができないなどと主張していますが、全く根拠のない主張であると言わざるを得ません。当社は第53期及び第54期は2期連続で赤字を計上し、特に第54期はスパンクリート事業における減損により創業以来最大の赤字約15億

円を計上しましたが、昨年6月に浮田聡代表取締役社長、多田昌司取締役を中心とする現経営体制に移行し、従業員と一体となって業績改善に取り組んだ結果、第55期は減損による減価償却の低減を上回るコスト削減及び販売回復に尽力したことが寄与し業績は順調に回復して当期純利益92百万円と黒字転換を果たしました。また、今期（第56期）も第1四半期の当期純利益が119百万円となり、3ヶ月で昨年の通期の純利益を上回るなど、当社の経営は順調に推移しております。これは、現在の経営陣が、それぞれの強みや個性を最大限発揮していることの証左であり、今後とも現経営体制を基本的に維持し、当社の従業員と一致団結して、当社の経営及びその監督に取り組むことにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上を果たすことができると確信しております。

2. 提案株主が取締役となった場合、当社の経営が混乱し、企業価値が毀損されるおそれが高いこと

- (1) 提案株主は、昨年6月の定時株主総会の日まで当社の取締役でしたが、当社取締役在任中、当社の前代表取締役社長である飯牟礼聡氏（以下「前社長」といいます）の施策が「反スパンクリート製品政策」であるなどとし、当社の経営が混乱しました。
- (2) 当社は、提案株主又はその親族等（創業家）が株主となっている当社第2位の大株主である日本スパンクリート機械社に対し、商標使用料等を支払っており、当社が使用する米国スパンクリート社設計の製造機械も、日本スパンクリート機械社経由で取引しております。当社としては、現在の製造機械を用いたスパンクリート事業が当社の中核事業の一つであることを否定するものではありませんが、当該製造機械にのみ拘泥することは、当社の中長期的な発展を阻害するおそれがあると考えております。このような考え方に基づき、当社は、現行の製造機械でのコスト低減策に加え、品質や製造コストを考慮して新たな製造方式の機械の検討を行う等、柔軟な経営戦略と経営資源配分を行う必要があると考えております。
- (3) 提案株主は、現在、当社の顧問という立場にあるにもかかわらず、昨年11月、当社監査役に対し、前社長に善管注意義務違反があったと主張し、前社長への提訴請求を行いました。これに対し、当社の監査役会は、独立調査委員会を立ち上げ、十分な調査、検討を行った結果、提案株主の主張する善管注意義務違反は認められず、前社長に対する提訴は行わない旨を決定しましたが、提案株主は、本年7月、前社長に対する株主代表訴訟を提起しております。また、提案株主は、上記決定を行った監査役全員に関し、任期半ばで

解任する旨の株主提案を本年6月の定時株主総会で行っております(これらの株主提案は、いずれも否決されました)。さらに今回、当社から当社顧問である提案株主に対し、臨時株主総会を早期に開催して田中啓三氏を取締役に選任したい旨を相談したところ、突然、臨時株主総会の招集を請求し、自らを取締役に選任する旨の株主提案を行いました。

- (4) このような提案株主の一連の行為は、同氏が現在の経営陣に協力する意図がないことを端的に示しており、万一、提案株主が当社の取締役となった場合には、当社の経営が再度混乱し、当社の企業価値・株主共同の利益が損なわれるおそれが高いことは明白であると考えております。

3. 提案株主ではなく、田中啓三氏が経營業務管理責任者として適任であること

- (1) 提案株主は当社の取締役として9年間在籍していたため、建設業法上の経營業務管理担当責任者としての資格を有していることは確かですが、在任期間中の同人の担当職務は総務、業務、営業企画等を主とするものであり建設工事に関わる業務を直接担当した経験はありません。
- (2) これに対し、田中啓三氏は、長期に亘り建設業界の取引に携わっており、建設関連の営業及び管理の経験・人脈も豊富であることに加え、本年6月から、当社において常務執行役員・建設工事本部長として、現経営体制において、前職までの経験を活かし、その手腕を発揮しております。
- (3) したがって、当社としては、提案株主ではなく、田中啓三氏を取締役に選任し、当社の経營業務管理担当責任者とすることが、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から最良であると考えております。

以上より、当社取締役会としては、第2号議案の株主提案に反対いたします。

以 上

臨時株主総会会場ご案内図

東京都文京区湯島一丁目7番5号
東京ガーデンパレス2階「天空」
電話 03 (3813) 6211



最寄駅

東京メトロ 丸ノ内線 御茶ノ水駅より徒歩5分

東京メトロ 千代田線 新御茶ノ水駅より徒歩5分

J R 中央線・総武線 御茶ノ水駅より徒歩5分

